

公募型プロポーザルに関する質問・回答

業務名：令和8年度広島市業務改善（BPR）支援業務

No.	質問事項	回答
1	<p>【公募型プロポーザル手続開始の公示 3】 複数社による共同提案（コンソーシアム形式）での参加は認められるか。認められる場合、代表者要件や構成員の制限（再委託先との役割分担の範囲を含む）はあるか。</p>	<p>次の条件を全て満たした場合は、応募可能です。</p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成企業全てが応募資格を満たしていること。 ・構成企業が本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成企業となっていないこと。 ・構成企業が単独で本プロポーザルに参加していないこと提出書類としては、次のとおりです。 <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認申請書（様式第2号）1部 <p>※共同企業体名義で提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書類（資格確認申請書（様式第2号）は除く）各1部 <p>※構成企業ごとに提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同企業体協定書（写し可）1部
2	<p>【仕様書 6(1)イ】 「主たる部分」の具体的な範囲はどこまでか。例えば、アプリケーション作成や研修実施など個別タスクの再委託は「主たる部分」に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>「主たる部分」とは、本業務の中核をなす業務（改善提案、改善の実施、プロジェクトマネジメント等）を指します。アプリケーション作成や研修実施等の個別タスクの一部を再委託することは原則的には「主たる部分」には該当しないと解しますが、いずれの場合も個別具体的に判断します。</p>

No.	質問事項	回答
3	<p>【基本仕様書 4(1)エ(ウ)】</p> <p>市が未導入のデジタルツール（外部 SaaS 等）を提案する場合、既存の M365 環境や LGWAN 環境との技術的な連携制約（API 連携の可否、データ連携方式等）について、事前に把握すべき条件はあるか。</p>	<p>本市が未導入のデジタルツールを提案する場合、連携制約が生じる可能性があります。外部クラウドサービスとの API 連携・データ連携についてはセキュリティポリシーに基づく要件に合致するかの事前確認が必要となるため、詳細は契約締結後にシステム基盤課と協議・調整する必要があります。</p>
4	<p>【基本仕様書 4(1)エ(ウ)】</p> <p>市が導入済みの「UnitBase」「会議録作成支援システム」「電子申請システム」について、それぞれの製品名・バージョン・利用範囲（全庁 or 一部所属）をご教示いただけるか。</p>	<p>【UnitBase】</p> <p>製品名：UnitBase バージョン：6.0.6.0 利用範囲：全庁（庁内 LAN が利用可能な職員）</p> <p>【会議録作成支援システム】</p> <p>製品名：ProVOXT（広島市仕様版） バージョン：特定なし 利用範囲：全庁</p> <p>【電子申請システム】</p> <p>製品名：e-tumoAPPLY バージョン：なし 利用範囲：全庁（ユーザ ID 申請済みの所属）</p>
5	<p>【受託候補者特定基準 4(1)】</p> <p>独自提案として、例えば以下のような提案は「質的な向上に資するもの」として評価対象となるか。</p> <p>①生成 AI を活用した業務分析の高度化（業務フロー自動生成、改善候補の自動抽出等）</p> <p>②他自治体の BPR 成功事例のナレッジベース提供</p> <p>③職員の自走化を加速する e ラーニングコンテンツの提供</p>	<p>受託候補者特定基準のとおりです。</p>
6	<p>【受託候補者特定基準 2(2)】</p> <p>業務フロー図の作成手法について、従来の Visio 等による手動作成に加え、AI を活用した業務フローの自動可視化ツールや、職員が直感的に編集可能なクラウドベースのフロー作成ツールの提案は、「効率的な作成・修正が行える手法」として評価されるか。</p>	<p>受託候補者特定基準のとおりです。</p>

No.	質問事項	回答
7	<p>【受託候補者特定基準 3(1)】</p> <p>「類似業務の実績」について、政令指定都市・中核市以外の一般市区町村における BPR 支援実績や、民間企業向けの業務改善コンサルティング実績は評価対象に含まれるか。</p>	<p>採点基準に記載のとおり、主として都道府県や政令指定都市・中核市等における実績を想定しています。一般市区町村での実績や民間向け業務改善コンサルティング実績については、規模・内容に応じて類似業務として総合的に判断します。</p>
8	<p>【基本仕様書 4(1)エ(ウ)】</p> <p>「生成 AI 利用ガイドライン」の内容を提案書作成の参考として事前に開示いただくことは可能か。特に、外部クラウド AI サービスへのデータ送信の可否、個人情報を含むデータの取扱い制約、利用可能な AI モデルの制限等について確認したい。</p>	<p>誓約書を提出した上で提供可能です。</p>
9	<p>【基本仕様書 6(1)エ】</p> <p>本業務で取り扱う可能性のある個人情報の範囲（職員の人事・給与情報、市民の申請情報等）と、その取扱いに関する市独自の規定（例：庁外持ち出し禁止、クラウド保存の可否等）があればご教示いただきたい。</p>	<p>本業務で取り扱う可能性のある個人情報の範囲は、住所、氏名、生年月日等になります。</p> <p>個人情報の取扱基準は、広島市情報セキュリティポリシーに記載があります。同ポリシーは、誓約書を提出した上で提供可能です。</p>
10	<p>【公募型プロポーザル説明書 2】</p> <p>提案額 1,600 万円の中に、新たに提案するデジタルツール（外部 SaaS 等）の初期導入費やライセンス利用料を含める必要があるか。あるいは、ツール利用料は市の別予算（情報政策部門等）で手当てされる想定か。</p>	<p>本業務委託の提案額（上限 1,600 万円）は、受託者のコンサルティング支援に係る経費を対象とします。新たに導入が必要なデジタルツールのライセンス料・初期費用については、原則として提案額には含めません（本市の別予算で対応）。ただし、受託者がコンサルティング実施のために自ら使用するツールの費用については提案額に含めてください。</p>
11	<p>【受託候補者特定基準 4(2)】</p> <p>「業務経費の縮減」の評価について、単純に提案額が低いほど高評価となるのか、それとも提案内容の質と価格のバランス（費用対効果）で評価されるのか。評価の考え方をご教示いただきたい。</p>	<p>「業務経費の縮減」の評価については、提案内容の内容によって変動するものではなく、金額の多寡のみをもって評価します。</p>

No.	質問事項	回答
12	<p>【基本仕様書 4(2)ア(イ)】</p> <p>アプリケーション作成の件数・工数が増加した場合、契約金額の範囲内での対応が前提か。想定を大幅に超える場合の追加費用の協議は可能か。</p>	<p>基本仕様書のとおり「発注者と協議の上、契約の範囲内において件数、必要単位工数を増減することができる」としており、基本的には契約金額（上限 1,600 万円）の範囲内での対応が前提となります。契約金額を超える追加費用については想定していません。</p>
13	<p>【基本仕様書 6(3)ウ】</p> <p>広島市本庁舎への出張に伴う旅費・交通費・宿泊費は、提案額に含めることが必須か。あるいは、実費精算など別途の取扱いは可能か。</p>	<p>広島市本庁舎への出張に伴う旅費・交通費・宿泊費は、提案額に含めることが必須ではありません。年 12 回の広島市本庁舎への出張等に要する経費について、実費精算など別途の取扱いはありません。</p>
14	<p>【基本仕様書 4(2)ア(ア)】</p> <p>対面業務（年 12 回・1 日 6 時間以上）について、以下の柔軟な運用は認められるか。</p> <p>①オンライン会議との併用（ハイブリッド形式）</p> <p>②1 回あたりの時間を短縮し回数を増やす運用</p> <p>③複数日連続での集中実施</p>	<p>対面業務については、基本仕様書のとおり年 12 回程度・1 日 6 時間以上を基本とします。①訪問当日のハイブリッド運用（一部オンライン参加等）については個別に協議します（完全代替は不可）。②③については、受託者と発注者との協議により決定します。</p>
15	<p>【基本仕様書 2】</p> <p>対象候補となる「職員の給与、福利厚生等に関する定型的な業務」について、現時点で市側が想定している具体的な業務名や所属名の一覧はあるか。また、各業務の現在の処理件数（月間・年間）や関与する職員数などの定量データは、提案前または契約直後に提供されるか。</p>	<p>現時点では対象業務は一覧としておりません。また業務量データについては、網羅的ではないものの、一部保有しており、本市が保有するデータは、可能な範囲で受託後に提供します。業務量の詳細は受託後にヒアリングを通じて把握することを想定しています。</p>

No.	質問事項	回 答
16	<p>【基本仕様書 4(1)イ】</p> <p>「申請から最終処理まで」の範囲について、例えば給与計算業務の場合、勤怠集計から給与振込までの全工程を1件と数えるのか。また、複数所属にまたがる業務（例：人事異動に伴う給与・福利厚生の変動処理）は1件として扱うのか、所属ごとに分けるのか。</p>	<p>いずれのケースも、基本仕様書の規定に基づき以下のとおり取り扱います。</p> <p>まず、給与計算業務のように勤怠集計から給与振込までが一連の流れとして処理される業務については、その全工程を「申請から最終処理まで」の一連の業務として1件と数えます。</p> <p>次に、人事異動に伴う給与・福利厚生の変動処理のように複数所属にまたがる業務については、原則としては基本仕様書に「複数所属の関与の有無に関わらず、申請から最終処理までを一連の業務として1件と定義する」と規定しているとおり、所属ごとに分けるのではなく、一連のプロセス全体を1件として扱います。</p>
17	<p>【基本仕様書 4(1)オ(ア)】</p> <p>市の情報セキュリティポリシーについて、提案書作成の参考として事前に開示いただくことは可能か。特に、クラウドサービスの利用基準、外部ネットワークへのデータ送信に関する制約を確認したい。</p>	<p>誓約書を提出した上で提供可能です。</p>
18	<p>【基本仕様書 6(2)イ】</p> <p>プレゼンテーションを行った担当者がプロジェクト管理者となる要件について、管理者は常駐（広島市在住）である必要があるか。また、管理者がリモートで統括し、対面業務時に別の実務担当者が現地対応する体制は許容されるか。</p>	<p>プロジェクト管理者の広島市への常駐は必須とはしませんが、対面業務においては、やむを得ない場合など本市が認める場合を除き、プロジェクト管理者が訪問に参加することを原則とします。</p>
19	<p>【基本仕様書 5】</p> <p>契約締結から8月末までの約2～3か月間で、15件以上の対象業務の選定・現状分析・改善施策検討・効果算定を完了させるスケジュールが想定されているが、段階的な提出（例：第1弾として8件を9月提出、残りを12月提出等）は認められるか。</p>	<p>認められます。</p>

No.	質問事項	回答
20	<p>【基本仕様書 4(2)ア(イ)】</p> <p>「標準機能の組み合わせで作成可能なもの」とは、具体的には Power Apps / Power Automate の標準コネクタの範囲内という理解でよいか。プレミアムコネクタやカスタムコネクタの利用は対象外か。</p>	<p>ご認識のとおり、「標準機能の組み合わせ」とは Power Apps・Power Automate の標準コネクタの範囲内を基本とします。プレミアムコネクタについては原則として対象外とします。</p>